

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成26年4月1日から、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

西原村の平成30年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・・・・・・・・ 45,000千円  
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・ 952,879千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		平成30年度 予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	高齢者福祉費 障害者福祉費 児童福祉費 等	575,880	320,395	46,479	17,756	191,250
社会保険	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 等	297,469	53,399	2	20,735	223,333
保健衛生	保健衛生 健康増進 等	79,530	2,816	100	6,509	70,105
		952,879	376,610	46,581	45,000	484,688

※ 当初予算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※ 事務人件費は、予算額から除外しています。